

後期ポザドフスキの社会政策 (一)

山田高生

- 一 はじめに
 - 二 家内工業の労働者保護政策
 - (1) 賃金保護
 - (2) 児童労働の保護
 - (3) ベルリンの家内労働展示会
 - 三 労働者福祉政策の多角的展開……………以上、本号
 - 四 プロイセン鉱山法の改正(一九〇五年)
 - 五 職業組合法の成立をめぐって
 - 六 ビュロー・ブロックの勝利、そしてポザドフスキの解任——結びに代えて
- 一 はじめに

(a) 西ドイツ社会史派について

後期ポザドフスキの社会政策 (一)

一九六〇年台半ばのフィッシャー論争からヴェーラーやコッカらによる「西ドイツ社会史派」の形成は、それまでの西ドイツの歴史研究に根底的な変更を要請するものであったことはすでにわが国でも広く知られている。⁽¹⁾ この派の歴史認識の方法について、批判の対象とされた伝統的な歴史研究からの反批判をはじめとして各方面から様々な判断が下されたが、以下の小論との関連でわれわれの注目をひくのは、とりわけ「下から」の社会史研究を目指すイギリスの一部の歴史家からの批判である。⁽²⁾ 彼らの目からすると、「西ドイツ社会史派」もその批判の対象とされた伝統的な歴史研究の大きな枠組みから外れるものではなく、「ドイツ史に対する新しい接近方法も、いぜんとして頂点の政治に集中している」のであって、いわば「政治の社会史」と呼ばれるべきである。ここから「大衆の行動や信念は、社会の頂点に立つエリートの操作によって大衆に及ぼされる影響から説明されている。ドイツ帝国は、ユニカーと工業家が手で操る人形芝居として描かれ、ここでは第三帝国という歴史の終幕へ向かって中・下層民衆がびくびくと舞台上踊っている」という否定的イメージで描かれ、社会史の本領である大衆の主体性の欠落が批判された。確かにこれらの批判は、「西ドイツ社会史派」による歴史の理論化の際に見受けられる弱点をつくものではあるが、だからと言って、それが直ちに彼らの「組織資本主義」や「国家干渉主義」の理論的枠組みに変更を迫る底のものではない。現代資本主義の特徴を構造的に把握しようとする見方からすれば、イギリスの歴史家の社会史は、むしろ、大衆の日常生活のレベルで西ドイツのそれを補強するものと見るべきで、両者の間には基本的なズレはない。問題は、双方ともに国家の権力主体と大衆の運動主体を媒介する領域としての国家社会政策に関する研究が十分ではなかったのではあるまいか、と考えられるのである。

このような問題関心から、以下の小論は、前世紀末から今世紀初頭にかけて展開された「結集政策」の唱導者

の一人である國務長官ポザドフスキの社会政策について考察を試みたいと思う。

(b) 結集政策との関連

ポザドフスキ (Arthur Graf von Posadowsky-Wehner, 1845-1932) は、一八四五年にプロイセン東部の貴族の家柄に生まれた⁽⁴⁾。紛れもなきユンカー階級の一員として、彼はプロイセンのポーゼン州官吏となり、ポーゼン州の財政再建と行政改革に成果を上げて、ついに州知事に就任した。しかしその後間もなく、一八九三年にポザドフスキは、ポーゼン州時代の行政手腕を買われて帝国の財務長官に任命された⁽⁵⁾。当時ドイツ帝国は、ビスマルク失脚後の政権を担当した帝国宰相カプリヴィとプロイセン商務大臣ベルレーブシュの「新航路」社会政策が終わりを告げ、若きカイザー・ヴィルヘルム二世とその取り巻き貴族らの保守主義者による反動的な政治が始まろうとしていた。こうした時代の流れのなかで、帝国財務長官ポザドフスキは、有能な帝国官吏であると同時にユンカー階級の出身者として、ユンカー経営の危機を救済する一方で社会民主党の勢力拡大を阻止するよう期待されたし、彼自身もその期待に応えるべく努めた。財務長官の在任中、彼は、当時プロイセン邦の財政改革で名をあげたプロイセン大蔵大臣ミーケルの指導のもとに第一次と第二次の帝国財政改革法案を提出し、帝国と各支邦との財政関係の健全化を目指したが、両法案とも帝国議会の反対にあつて挫折した。こうした状況のもとでミーケルは、議会運営に対する危機感から、一八九七年の帝国議会選挙にむけて、農業の利益を代弁する保守党と重工業の利益を代弁する国民自由党の、いわゆる「生産者階級」の結集政策を提唱した。ポザドフスキもミーケルの結集政策の考え方に同調し、その宣伝のために尽力したが、しかし彼の場合、中央党を取り込まねば帝国議会の安定化

は不可能であると感じていた点で、ミーケルの考え方とは異なっていた。このことは、後のために記憶されておいてよいが、それはともかくとして、この年にポザドフスキは、帝国内務省長官の要職に任命され、結集政策を推進する地位に就いた。カイザーと保守派は、ポザドフスキに慢性的不況に喘ぐ農業者の利益を救済し、一八九〇年以降の自由主義や社会民主主義の勢力拡張を押しとどめる政治家を期待したのであった。⁽⁶⁾

ところでミーケルの唱導する結集政策は、次の三つの方向で展開された。第一は、カイザーと海軍提督ティルピッツによって推進された第一次と第二次の艦隊拡張法案の提出である。第二は、ポザドフスキによって準備された新通商条約の締結による穀物関税率の引き上げである。第三は、ポザドフスキ自身が法案の作成に取り組んだ帝国營業条令第一五三条の改正、つまり世にいわれる「監獄法案」の上程である。これらは、すでにケーアの古典的研究⁽⁷⁾によって明らかにされたごとく、重工業の利益と農業者の利益が野合したものであると同時に、帝国内の反対勢力である社会民主党を抑圧しようという意図を持つものであった。しかし実は、第一の艦隊拡張法案は一八九八年と一九〇〇年に、そして第二の新通商条約は一九〇二年に成立をみたが、第三の監獄法案の方は、法案上程直前のカイザーの不用意な発言が引き金となり、議会討議においても中間政党である自由主義政党と中央党との支持を得られなかったため、一八九八年にははやばやと廃案になってしまった。結集政策の他の二つの分野の審議が未だ十分な展開を見せる以前に、第三の分野での強圧的な弾圧政策が挫折してしまったことはポザドフスキにその後の議会運営に大きな危惧を抱かせたであろうことは間違いない。⁽⁸⁾この時期に、後の研究家によってポザドフスキにおける社会政策家への変身と呼ばれる現象が見られるが、それは彼が、保守陣営のなかで次第に孤立を深めながらも、結集政策を実現するためには、帝国議会において中央党との協力関係を維持しなが

ら、反社会民主党の線で結集しなければならぬと考えたからに他ならない。この思考方向が、一九〇〇年以降の「後期ポザドフスキの社会政策」へ連なることになる。

(c) 一九〇〇年初頭の状況

ビスマルクによるドイツ帝国の政治的統一以降、世紀交替期までの三〇年間に、ドイツ経済は急激な構造転換を遂げた。かつて帝国統一の立役者であった東エルベのユンカー階級は、外国の安価な穀物輸入に起因する農業の慢性的不況のもとで徐々に経済的下降を辿りつつあったが、とりわけ一八九一〜三年の通商条約の改定に伴う穀物保護関税の引き下げによって決定的打撃を受けた。以後、ユンカー階級は「農業者同盟」(Bund der Landwirte)を結成し(一八九三年二月)、保守派陣営と組んで穀物保護関税の引き上げ運動を展開した。その成果が、ポザドフスキによって周到に準備された一九〇二—三年の通商条約の改定であったが、しかしそれは、ユンカー階級だけの力によって成し遂げられたわけではなかった。むしろそれを可能にしたのは、ドイツ帝国統一以後、経済的に没落しつつあったユンカー階級とは反対に、次第に上昇してきた大ブルジョアジーの経済的実力であった。彼らは、「工業家中央連合」(Zentralverband deutscher Industrieller)のもとに組織される一方で、個別的にはルール地帯の石炭、銑鉄などの重工業を核に強力なカルテルを組織⁽⁹⁾、同じ時期に展開されたティルピッツの艦隊政策を支援した。一九〇〇年初頭のドイツ帝国の対外政策を規定したのは、重工業ブルジョアジーとユンカー農業家階級のそれぞれの階級利益政策であり、その政治的帰結としての帝国指導の保守派再編成であった(内政の優位)。しかし他方で、こうした重工業ブルジョアジーの経済的覇権の確立に対して、雇用労働者の運動

も次第に高まりを見せた。ビスマルク期には社会主義者鎮圧法によって大打撃を受けたが、一八九〇年の社会主義者鎮圧法廃止以後は、社会主義系の労働組合運動のナショナル・センターとして自由労働組合の総務委員会が組織され、その指導のもとに急速に勢力を増大した。⁽¹⁰⁾労働組合運動は、社会民主党とともに、ユンカー階級と重工業ブルジョアジーの保守派陣営から「帝国の敵」とみなされ、ビスマルク失脚以後もたびたび弾圧政策の標的となったが、しかし転覆法案(一八九四年)も監獄法案(一八九七年)も、労働組合運動、社会民主党、自由主義政党、学者・文化人らによって廃案に追い込まれた。こうしてドイツの労働組合運動は、一九〇〇年の時点ですでに事実上の社会的に承認された勢力として地歩を確立しつつあったが、しかし団結権の国家的承認はいまだ得られていない状態であり、その限りで基本的な点で解決されねばならない社会政策的問題が残されていた。⁽¹¹⁾

以上の組織された社会的勢力の動きに対して、帝国統一以降次第に深刻な問題を抱え込むにいたったのは、中小ブルジョアジー、とりわけその最下層の家内工業の部門であった。強力な競争力を備えた重工業ブルジョアジーの急成長のもとで、伝統的な手工業の零細経営である家内工業は、解体、生産縮小、従来の生産分野からの撤退、下請け化を余儀なくされたが、しかし他方で、加工业や組立業のように、技術的に手作業に依存しなければならぬ分野や工程が残されていた。また問屋制資本の支配下にあつて、経営者≠労働者本人と児童や婦人の家族労働の極度に低い工賃によって支えられた部門がかなり多く存続していた。⁽¹²⁾前世紀末のドイツでは、こうした手工業的小経営の実態が「旧中産階層」の危機として受けとめられ、一八九九年にブレスラウで開催された社会政策学会大会の共通論題として取り上げられた。⁽¹³⁾帝国議会でも、前世紀末から蓄積されてきた労働者と大衆の不満を代弁する形で、各政党による社会政策の要求が噴出した。例えば、帝国労働局と労働会議所、営業裁判

所、職業紹介所、及び商業の就業契約から生じる訴訟に対する特別法廷等の諸機関の設置のほか、中央党の以前からの提案として職業団体の権利能力賦与、社会民主党の提案になる婦人労働者の保護改善、工業の児童労働の禁止、黄燐マツチ工場における燐の使用禁止、国民自由党からは住宅問題の解決、中央党、国民自由党、保守党から工場で働く女性労働者と青年労働者の家内労働者の保護の要求等が、これである。⁽¹⁴⁾ これらの要求にたいし、政府は何一つ有効な措置をとらなかつたばかりか、一九〇〇年一月一四日の第一〇国会第二会期の冒頭で行われたカイザーの開会の辞では、「遠い東部」での出来事が強調され、外交政策の課題が指摘されたが、これに比して内政の最重要問題である社会政策については、せいぜい再提出された船員法に触れられたにすぎず、全体的に後退したという印象は避けられなかつた。⁽¹⁵⁾ 確かに、監獄法案の廃案以降、カイザーを先頭とする保守派支配層の間で、反社会民主主義に対する対決姿勢と結び付いて労働者有和的な社会政策に対しても反対の気運が盛り上がった。国民大衆の間では「社会政策の休止」が始まったと考えられたのである。政府の一員である内務長官ポザドフスキの姿勢に対しても危惧と疑いの目が向けられた。当時ポザドフスキは、このような社会政策立法の停滞の理由を、包括的な社会立法を準備することの難しさと、それを実行することの難しさとという二つの事情から弁明をした。一九〇〇年二月一日の予算審議の際に、彼は疾病保険法の改正提案に関連して次のように述べている。「帝国内務省は疾病・傷害保険の立法に直接的影響を持つが、疾病保険法の実行は、もっぱら各邦の手中にある。そして私は、それ故、言うまでもなく、各邦の協力をとくに要請した。われわれはその分野で直接的な経験を持たない。この経験は各邦しか持っていない。私は、それ故、各邦に問い合わせた。私は、とくに重要な問題について議論した。しかし……支邦からはいかなる答えも得られなかつた。とくに、プロイセンの諸州

からはなんの答もなかった。その結果、法律を作成することができなかつたのである。⁽¹⁶⁾

しかしこのような消極的な発言にもかかわらず、ポザドフスキはその後、家内工業の社会政策問題に取り組むことになったが、その理由は、重工業ブルジョアジーの圧倒的優勢のもとで次第に追い詰められていった家内工業経営者たちの複雑な政治的意識と利害関係のなかに見い出すことができるように思われる。⁽¹⁷⁾ 上述したように、帝国議会では右から左までの全政党が家内工業問題を取り上げ、その社会政策的措置を要求したが、このことが家内工業問題の複雑性を示していた。すなわち彼らは、問屋制資本の支配下におかれる一方で、自ら古いツフトまがいのイヌング（同業組合）への加入強制を要求するなど「社会保護主義的」な反動的方向性を持ち、保守的な支配勢力と結び付く可能性を有していた。また彼らの一部、とりわけその上層部は、その本来の小ブルジョアジーとしての性格を固持し、「自由主義的」な立場から、重工業ブルジョアジーの「工業家中央連合」に対抗する反独占ブルジョア・グループの運動である「工業家連盟」(Bund der Industriellen)に参加した。⁽¹⁸⁾ これに対し中央党が家内工業の問題にとくに熱心にかかわつたのは、旧型の職人層のなかに多く見られたカトリック信者の声を代弁したからにはほかならなかつた。さらに、彼らのなかには、社会民主党の支持へ傾く者も少なからずいた。おそらくその生活実態が、ほとんど工場労働者のそれに近いか、あるいはそれ以下の状態であれば、ますます社会民主党に接近する可能性は高いと判断するのが妥当であろう。確かに彼らの下層部の社会民主主義への接近を過大に評価することは適當ではないし、事実彼らのおかれた相対的な社会的地位によっては反社会民主主義に転化することも大いにありえたのであるが、⁽¹⁹⁾ しかしながら、実際に家内工業経営者あるいはその従業者のどのくらいの部分が社会民主党支持にまわつたか、社会民主党に反対の投票行動をとつたかを確定することは不可能

としても、少なくとも一八九八年と一九〇二年の帝国議会選挙における社会民主党支持者の急増を見れば、⁽²⁰⁾ 彼らの少なからぬ部分がそこに含まれていたであろうことは疑いがない。こうした事情にこそ、ポザドフスキが家内工業の社会政策問題に積極的に介入し、そして社会民主党ではなく中央党との協調路線によって問題の解決を図ろうとした真の理由があったと考えられるのである。

- (1) 大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』岩波書店 一九八二年 二〇七ページ参照。
- (2) Richard J. Evans, Introduction: Wilhelm II's Germany and the Historians, in: R. J. Evans (ed), *Society and Politics in Wilhelmine Germany*, London, 1978, pp. 11-39. R. J. エヴァンズ「『西ドイツ社会史派』批判の視点」(リチャード・J・エヴァンズ／望田幸男・若原憲和訳『ヴィルヘルム時代のドイツ——「下から」の社会史』晃洋書房 一九八六年 一一三四ページ収録)
- (3) Ibid., p. 23. エヴァンズ、同上訳、一六ページ。
- (4) 拙稿「ドイツ第二帝政期におけるポザドフスキ社会政策の形成(一)——生い立ちとポーゼン州の郡長時代」成城大学『経済研究』第九七号(昭和六二年九月) 四ページ。
- (5) 拙稿「ドイツ第二帝政期における「新航路」後の政策課題と帝国財務省長官ポザドフスキ」『成城大学大学院経済学研究所創設二十周年記念論文集』(昭和六三年三月) 一一三ページ。
- (6) 拙稿「ポザドフスキと結集政策(ドイツ・一八九七—一九九)」成城大学『経済研究』第一〇〇号(昭和六三年七月)、三七ページ以下。
- (7) Eckart Kehr, *Schlachtflorenbau und Parteipolitik. Versuch eines Querschnitts durch die innenpolitischen, sozialen und ideologischen Voraussetzungen des deutschen Imperialismus, Historische Studien*, Heft 197, Berlin

後期ポザドフスキの社会政策 (一)

後期ボザドフスキの社会政策 (一)

1930, Kraus Reprint 1975.

- (8) 拙稿「ボザドフスキの「結集」社会政策」成城大学『経済研究』第一〇五号(平成元年七月)二七—四八ページ、及び「ボザドフスキの「結集」社会政策・続」同上誌』第一〇六号(平成元年九月)三一—五八ページ。
- (9) 石見徹『ドイツ恐慌史論——第二帝政期の成長と循環』有斐閣一九八五年、二二—二ページ以下参照。
- (10) Vgl. Heinz Josef Varain, Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat—Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legiens (1890—1920), Düsseldorf 1956.

(11) この点に関しては、次号で取り上げる予定である。

(12) 一八八二—一九〇七年のドイツの零細経営(就業者五名以下)

年	経営総数	経営者一名の経営者数	就業者総数	一経営者あたりの就業者の割合
一八八二	二、一七三、〇八三	一、四三〇、一四〇	三、二六四、三三二	一、五〇
一八九五	一、九八七、七三三	一、二二六、九五一	三、一八七、二六九	一、六〇
一九〇七	一、八六七、八二九	九九四、五七〇	三、一九五、三九九	一、七一

(Friedrich Lenger, Sozialgeschichte der deutschen Handwerker seit 1800, Frankfurt am Main 1988, S. 115)

- (13) 一八九九年の社会政策学会フンスマラウ大会の様様について、Franz Boese, Geschichte des Vereins für Socialpolitik 1872-1932, Berlin 1939, S. 85-92. なお社会政策学会が行った膨大な家内工業の実態調査は、'Untersuchungen über die Lage des Handwerks in Deutschland mit besonderer Rücksicht auf seine Konkurrenzfähigkeit gegenüber der Großindustrie, Bd. 1-9, Schriften des Vereins für Socialpolitik, Bd. 62-70, Leipzig 1895-7' 及び 'Untersuchungen über die Lage des Hausiergewerbes in Deutschland, Bd. 1-5, Schriften des Vereins für Socialpolitik, Bd. 1-5, Leipzig 77-81.

- (14) Leopold von Wiese, Posadowsky als Sozialpolitiker—Ein Beitrag zur Geschichte der Sozialpolitik des Deutschen Reiches, Köln 1909, S. 115.
- (15) Ibid., S. 115.
- (16) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags (Abk.: Sten. Ber.) 10. Legislaturperiode, II. Session 1900/1903, 17. Sitzung, am 11. 12. 1900, in: Johannes Penzler (Hrsg.), Graf Posadowsky als Finanz-, Sozial- und Handelspolitiker, II. Band (1882 bis 1898), Leipzig 1908 (Abk.: Penzler II), S. 394-5.
- (17) ドイツの中小ブルジョアジーの社会的動向の多様性と複雑性に関して、柳沢治氏のすぐれた研究がある。柳沢治『ドイツ中小ブルジョアジーの史的分析——三月革命からナチズムへ——』岩波書店一九八九年、二八ページ以下参照。
- (18) Helga Nussbaum, Unternehmer gegen Monopole, Berlin 1966, S. 160ff.
- (19) 柳沢治、前掲書、三六―七ページ。
- (20) 一八九八年と一九〇三年の帝国議会選挙の結果

	得票数(二〇〇万)		議員	数
	一八九八年	一九〇三年		
ドイツ保守党	〇、八六	〇、九五	五六	五四
ドイツ帝国党	〇、三四	〇、三三	二三	二一
国民自由党	〇、九七	一、三二	四六	五一
自由思想家連合	〇、二〇	〇、二四	一一	九
自由思想家国民党	〇、五六	〇、五四	二九	二一
ドイツ国民党	〇、一一	〇、〇九	八	六

後期ボザドフスキの社会政策 (一)

後期ボザドフスキの社会政策 (一)

中 央 党	一、四一	一、八八	一〇二	一〇〇
反 ユ ダ ヤ 党	〇、二八	〇、二四	一三	一一
社 会 民 主 党	二、一一	三、〇一	五六	八一
ポ ー ラ ン ド 党 ほか	〇、四七	〇、五六	三四	三二
そ の 他	〇、二九	〇、二七	一八	一一

(Jürgen Kuczynski, Ein normales Jahr im imperialistischen Deutschland, Berlin 1988, S. 50)

二 家内工業の労働保護政策

(1) 賃金保護

ボザドフスキの社会政策活動のうち最も大きな成果の一つは、家内工業の労働者保護の分野であった。家内工業は、原料と補助材料を注文主から受け取り、これを家族労働あるいは若干の雇用労働によって加工する零細の下請け産業であるが、そのもとでの家内労働 (Heimarbeit) の特徴は、彼らの労働の成果を商人 (販売者) に売り、その代わり商人から一定の、あらかじめ協定された個数賃金を受け取る点にある。しかしこのような販売者が地理的に遠くに居住している時には、家内労働者と販売者との間に「中間親方 (Zwischenmeister)」が介在し、家内労働の生産物とその個数賃金と引き換えに受け取り、販売者に引き渡す。従って家内労働者は、一般にそのような販売者や中間親方に対し、一定の、契約で引き受けた労働給付を行うよう義務づけられた訳ではなく、もっぱら彼らの生産物の引き渡し価格について契約するのであって、その意味では彼らは、自分の仕事場で自分で決めた時間で働く限り、形式的な法的な関係においては自立性を有する。しかし実質的には、家内労働者は、

販売者や中間親方の支配下におかれるため、非独立の労働者に近い。他方で彼らは、とりわけ近代的工場労働者のように組合を結成し自己救助に訴える能力を持たず、ただそのような中間搾取者のもとで隷従状態に置かれていたため、極度の困窮と貧困の生活をおくっていた。近代工業社会の成立過程における家内労働の弊害と悲惨さについては、営業監督官の調査や報告、あるいはゲルハルト・ハウプトマンの「織工」のような著名な文筆家の印象深い、そして感動的な叙述によって世人の注目を引くようになった。しかしながら家内労働が、非独立的な労働者とは区別される一定の社会的弱者のグループとして、適切な立法による国家の保護が必要であると認識されるようになったのは、かなり後であった。一八六九年六月二六日の北ドイツ連邦の営業条例は、家内労働者に一定の賃金保護を認めたが、しかしその賃金保護は、賃金支払の方法についてのみであり、賃金の高さそのものに関わるものではなかった。⁽¹⁾一八七八年七月一七日の営業条例改正では、家内工業の労働者を含むすべての労働者に、「トラック（現物給付）禁止」が規定された⁽²⁾§29。一八九一年六月一日の営業条例改正にいたって、旅館・飲食業または販売所では、賃金・値引き支払は「下級行政当局の許可なしに行ってはならない」ことがつけ加えられた⁽³⁾§115a。

さて、ポザドフスキの家内労働者保護政策は、一八九六年二月一日から二一日までの一〇日間にわたって行われたベルリンの既製服装製造業労働者のストライキを直接的な引き金とした。このストライキは、家内工業の非組織労働者が約二万人参加した画期的な賃金運動であった。⁽⁴⁾ドイツ帝国統一以後における急速な工業化のもとで、そのしわ寄せを最も強力に蒙りながら生き延びてきた家内工業は、カプリヴィの自由主義的通商政策によっていよいよ追い込まれることになったが、過酷な長時間労働、わずかな報酬、児童・年少者と婦人の酷使及び中

間親方の搾取といった実態について、このストライキは世人の注目を集める役割を果たした。家内労働の従事者の多くがカトリック教徒であったという事情から、中央党がこの問題を最も熱心に取り上げ、帝国議会ではしばしば家内工業の労働者保護の必要を政府に訴えていた。⁽⁵⁾ 中央党の要請を受けて、一九〇〇年六月三〇日に内務長官ポザドフスキは営業条例の改正を成立させた。⁽⁶⁾ その第一一四条 a に従って、連邦参議院は、一定の産業に対し、賃金簿や仕事の引渡しの前か、その時点で労働者に手渡される労働伝票の記載事項を定めた。それによれば、雇い主あるいはその代理人は、①委託される仕事の方法と範囲、請負労働の場合にはその個数、②賃金率、③委託される仕事に対する工具と材料の供給の条件、等の事項を記入しなければならない。この規定は、家内労働者に対し、賃金計算の根拠となる協定を明確化し、あらかじめ認識させるという目的で定められ、その後これは、既製服・下着製造業に適用されることになった。⁽⁷⁾ しかしこの一つの分野に限定された条例だけでは、実際の報酬問題を解決するには十分ではなかった。確かにこの条例は、営業監督官の調査を通して、賃金簿を手がかりに、あまりにも低い報酬が支払われたかどうかを確定する可能性を与えはしたが、しかしそれは、直ちに適切な賃金の支払を販売者と中間親方に促すということにはならなかった。なぜならば、一般に家内労働の分野での弊害が健康と賃金の上に悪い影響を与えてきたことは広く知られていたが、しかし労働者保護立法は、各人の家 (Haus) の前で立ち止まらなければならない、つまり作業場の労働環境等に関する規定を定めることによって労働者の家の中のことに介入してはならないという見方が支配していたからである。⁽⁸⁾ しかし一九〇三年三月三〇日の中小経営における児童労働法が、この見方を乗り越えてはじめて新しい突破口を切り開いた。この法律は、他人の子どもと自分の子どもの保護のために、作業場として利用された家内労働者の家 (Haus) の前でも立ち止まらなかつ

- (一) Gewerbeordnung für den Norddeutschen Bund vom 21. Juni 1869, § 105-126. Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes, Jg. 1869, Nr. 26, S. 269-272. Gerhard Erdmann, Die Entwicklung der deutschen Sozial-Gesetzgebung, 2. erweiterte Auflage, Göttingen 1957, S. 5. Friedrich Syrup, Hundert Jahre Staatliche Sozialpolitik 1839-1939, hrsg. von Julius Scheuble, bearbeitet von Otto Neuloh, Stuttgart 1957, S. 174.
- (二) Gesetz, betreffend die Abänderung der Gewerbeordnung, vom 17. Juli 1878, § 115, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1878, Nr. 24, S. 199-202. G. Erdmann, op. cit., S. 5. F. Syrup, op. cit., S. 174.
- (三) Gesetz, betreffend die Abänderung der Gewerbeordnung, vom 1. Juni 1891, § 115a, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1891, Nr. 18, S. 268.
- (四) Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Chronik Teil I: Von den Anfängen bis 1917, Berlin 1965, S. 177.
- (五) Vgl. Karl Bachem, Vorgeschichte, Geschichte und Politik der deutschen Zentrumspartei—Zugleich ein Beitrag zur Geschichte der katholischen Bewegung, sowie zur allgemeinen Geschichte des neuern und neuesten Deutschland 1815-1914, 5 Bd., Neudruck der Ausgabe Köln, Aalen 1967, S. 86.
- (六) Gesetz, betreffend die Abänderung der Gewerbeordnung, vom 30. Juni 1900, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1900, Nr. 25, S. 321-332.
- (七) Ibid., S. 324.
- (八) L. v. Wiese, op. cit., S. 175.
- (九) Gesetz, betreffend Kinderarbeit in gewerblichen Betrieben, vom 30. März 1903, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1903,

(2) 児童労働の保護

(a) 児童保護の歴史的経過

帝国議会がはじめて家内工業における児童労働の保護を取り上げ、ボザドフスキがこの問題の解決に大きな一歩を進めるまでに、ほぼ二〇年の歳月が経過していた。その歴史的経過については、一九〇二年四月二三日の帝国議会の第一回審議の際に、中央党のヒツェ (Franz Hitze, 1851-1921) 議員がまとめて⁽¹⁾いる。少し長くなるが、以下に引用しておこう。「私は、現在審議中の法案を、労働者保護の分野の喜ばしい進歩として感謝したいと思えます。これは、審議に参加している団体〔中央党〕の緊急な要求と一致します。しかし同様に、帝国議会の以前からの要求とも一致します。すでに一八八四年に、中央党と、特に工場労働者保護を目的とした他の諸政党による提案の審議をきっかけとして、〔帝国議会の〕委員会は、工場における児童・婦人労働の保護、労働時間の規制等は、家内工業にも適用される時はじめて、完全に祝福することができるといふ点で共通の認識に達しました。一八八六年には、委員会は、圧倒的多数で一二歳以下の児童は、賃金と引き換えに雇用してはならないことを決定しました。そしてこの決定は、連邦政府に対しより広い要求をも含んでいました。それは、工場外部の経営において、児童の肉体的倫理的な及び知的な発展を考慮して、児童の就業を規制する法案をできるだけ早い時期に帝国議会に提出するよう帝国宰相に要請することでした。さらに私は、当時次のような提案をいたしました。それは、賃金と引き換えに働く児童の労働時間は、——今この法案のなかで規定されるのと同じ程度に

——義務教育期間中は一日に少なくとも三時間にするべきである、というものでした。しかし一八八六年には、委員会の決定は本会議では取り上げられませんでした。一八八七年に青年・婦人労働者の工場就業に関する最初の法案が帝国議会で採択されましたが、家内工業における児童労働の規制という困難な問題だけが中断したままでした。法的処置をとるには、いまだ諸関係について必要な明確さが十分ではなかったと思われれます。一八九〇—九一年に、営業条例の改正が可決された。しかしこれは、工場の児童労働の規制をもたらしにすぎませんでした。義務教育児童（一三歳未満）の工場就業は禁止されました。そしてこのような規定の結果、ともかく工場に働いている児童の数が、一八九〇年の二七、四八五人から一八四九年には四、二五九人に減少しました。確かに重要な進歩でした。しかしこの数字を、われわれが今問題にしている数と比較するならば、その相違は今日の法案の意義を明らかにするでしょう。当時はせいぜい二七、〇〇〇人の児童が問題でした。しかし今日では、五〇万以上の児童労働の規制が問題なのです。その場合、児童労働の保護の問題は、繰り返し労働者保護の討論のなかで取り上げられます。一八九七年に中央党は、調査を行なうよう提案をしました。この提案は、一八九七年一月一日に上程されましたが、しかし嬉しいことに、それは、連邦政府が調査を指令した一月九日に先んじていたことです。結局この調査に基づいて、今日の法案が作られたのです。」

(b) 児童労働の調査

ヒツツエ議員の演説の最後に述べられているように、政府はボザドフスキの指令によって、一八九八年に、工場及び同様な施設の児童労働に関する調査を実施した。⁽²⁾ 調査は、義務教育年齢の児童五三二、二八三名について

なされた。その半数以上の三〇六、八二三名(五七・六四パーセント)が工場で就業していた。ほぼ三分の一の一七
一、七三八名(三二・二七パーセント)の児童が、配達人、走り使い、またはメッセンジャーボーイ(ガール)とし
て就労していた。うち一七、六二三名(三・三一パーセント)の児童が商業関係、二、六九一名(〇・五一パーセン
ト)が交通関係の仕事に従事していた。この調査の結果、児童の就業時間と就業状態、とりわけ、家内工業におけ
るそれは著しく問題があることが判明した。プロイセンでは、就業児童の四パーセントが三時間以上、一部は
五〜六時間であったが、家内工業では児童の長時間就業と夜業が行われていた。例えば、ある地区では午後三時
から深夜まで、他の地区では時には夜中の一二時まで、あるいは朝の二時、三時まで続く事例もあつた。⁽³⁾ チュー
リンゲンの家内労働では、一日一〇時間であつた。このように家内労働における児童の就労がしばしば過度に行
われていたという調査の結果は、配達と走り使いで朝はやく夜おそくまで働く多くの児童のことを考えれば、疑
いえない。それとともに児童の肉体的及び精神的発展に大きな弊害が見られた。さらに児童は、緊張のために彼
らの健康に不適切な仕事ばかりでなく、明らかに健康に有害な経営でも働いていた。この調査は、ドイツ全土の
すべての産業分野をカバーしていないので、実際には現実の一部を明かにしているにすぎなかったが、しかしこ
れだけの調査でも、工場外の家内労働の児童に関してかなりの弊害が存在することが確認されたのであつた。

(c) 児童保護法案の骨子

この調査に基づいて、児童保護法の草案が作成された。草案では、他人の児童の労働についての規定から分け
て、自分の児童の就業が取り上げられた。さらに一定の就業について、二つのカテゴリーの就業が禁止された。

第一は家内工業の仕事場と小売り業と交通業では、一二歳以下の児童は就業させてはならない。年長の児童に対しては労働時間が制限された。第二に自分の児童について完全に保護される年齢の限界は、一〇歳である。見せ物、飲み屋、配達、使い走りについても、日曜日の就労と同様に規制される。⁽⁴⁾

法案の理由説明によれば、児童の適度な就業は、児童を肉体的、精神的活動に慣らし、勤勉と節約への感覚を目覚めさせ、そして怠惰と非行からまもる限り、有効である。教育的に見ても、学校の授業と平行して一定の肉体的労働に従事することは、無害であるばかりでなく、大抵の場合は望ましくもある。⁽⁵⁾ さらに児童の収入は、多くの場合貧しい状態の中で生活している家族にとって、特にたくさんの子供に稼得能力がある場合には、家計の重要な構成部分としてプラスになっていることは考慮されねばならない。従ってここでの児童労働の保護は、決して全面的な就労禁止ではなく、むしろ積極的な就労促進を前提として、児童に対する就業の種類が適切でない場合、また労働時間があまりにも長い場合、また労働が不適當な時間に行われる場合に限り、国家の介入が要請されるという控え目なポーズが窺われる。この他に草案のもう一つの特徴は、雇主が家族を働かせるような経営、つまり家内工業における児童労働の規制に対して特別の考慮がなされたところにある。ここでは、十分なコントロールを行うことがもともと困難であるという事情があるため、児童の保護規定は、①両親に対し、子供の就労がその肉体的精神的な発達に危険がないかどうかという基準を与える。②子供に対する両親の倫理的責任感を目覚めさせ、高める。③発令された法律に対する教師と牧師の関心が、彼らの監視を少なからず保障する。⁽⁶⁾ かくして一九〇四年一月一日以後、家内労働に従事する義務教育中の児童について次のように規定される。第一に自分の児童は満一〇歳からはじめて就業させることができる。第二に健康に有害な職場では、児童の労働は禁止

される。自動車工場でも同じである。第三に自分の児童は、夕方八時と朝八時の間、および午前中の授業の前で就労させてはならない。

(d) 児童労働保護法の意義

児童労働の保護法案は、一九〇二年四月一〇日に連邦参議院で採択された後に、帝国議会にまわされた。帝国議会では、内務長官ボザドフスキは農業の仕事に対する児童就労の制限を恐れた保守党のことを配慮して、この法案を積極的に推進しないであろうと予想されていたが、大方の予想に反してボザドフスキはむしろ熱心に擁護する立場にまわった。確かにヴィーゼも指摘しているように、この法案には農業におけるゲジन्दとその就労条件についてはならぬ触れられておらず、まさしくこの点にこそ保守党に対するボザドフスキの配慮が窺えるが、しかしそれはともかくとして、ボザドフスキの主導のもとに一九〇三年の復活祭の前に帝国議会において可決されたこの児童保護法の意義は大きかった。一八九二年の営業条例の大幅な改正以来、この法律ほど徹底した、そして有意義な社会政策的立法が帝国議会にかかったことはなかったからである。一八九一年営業条例の改正により、工場の労働から就学義務ある児童は排除されたが、しかしすべての児童の就労が保護されていたわけではなかった。とりわけ家内工業の作業場や家族経営の仕事場などでは、児童の就労は放任されたままであった。なぜなら政府は、家族生活への干渉を控えたからであり、また自分の児童と他人の児童の法的保護をそれぞれ区別することは、家内工業や家族経営の内部ではほとんど不可能であると考えられたからである。しかし実は、国家が家(Haus)の前で立ち止まらず、家の敷居に足を踏み入れた事例はすでに存在していた。ボザドフスキも指摘していたよう

に、義務教育、強制接種、兵役義務がその例であった。⁽⁸⁾ 同じ論理で、児童労働の保護規定という形での国家干渉が、家族従業員だけで働く経営でも行われることになった。その結果、これまでの労働者保護の原則、つまり家族は労働者保護政策の限界を形成するという原則は、この法律をもって明確に崩れることになったのである。⁽⁹⁾

- (1) Sten. Ber., Bd. 184, 10. Leg.-Per., 2. Session, 1900/1902, 172. Sitzung, 23. April 1902, S. 4997.
- (2) F. Syrup, op. cit., S. 103.
- (3) Ibid., S. 105. Vgl. Rudolf Meerwarth, Untersuchungen über die Hausindustrie in Deutschland, Schriften der Gesellschaft für Soziale Reform, II. Band, Heft 8, Jena 1906, S. 14. Heinrich Herkner, Die Arbeiterfrage—Eine Einführung, Achte, umgearbeitete Auflage, 1. Bd. (Arbeiterfrage und Sozialreform), Berlin und Leipzig 1922, S. 45-9.
- (4) L. v. Wiese, op. cit., S. 126.
- (5) F. Syrup, op. cit., S. 105.
- (6) Ibid., S. 105.
- (7) L. v. Wiese, op. cit., S. 126.
- (8) Ibid., S. 125.
- (9) F. Syrup, op. cit., S. 105.

(3) ベルリンの家内労働展示会

児童労働の分野で家内労働の法的保護が画期的な一步を踏みだしたのに前後して、労働組合、社会政策団体、

後期ボザドフスキの社会政策 (一)

後期ボザドフスキの社会政策 (一)

キリスト教関係の団体のなかから全般的な家内労働の法制化の要望が強くだされるようになった。一九〇四年三月七〜九日に開催された第一回全国家内労働者保護会議 (Erster Allgemeiner Heimarbeiter-Schutz-Kongress) では、家内労働の法制化が参加した組織・機関の共通の目標として設定され、家内労働の窮状を世論に訴えることが急務とされた。こうした運動を背景に、一九〇六年一月一七日からベルリンにおいて、社会政策事務局 (Bureau für Sozialpolitik)⁽¹⁾ によって家内労働展示会が開催され、大きな反響を呼んだ。この展示会には労働者、一般市民、上流階級のすべての階層から多くの見学者が訪れたが、なかでも一月三〇日にウィルヘルム二世の皇后が侍従を伴ってこの展示会を見学し、家内労働の実状に驚きと深い同情を示したことが、世人の注目を集め、大きな宣伝となった。⁽²⁾ また会期中であった帝国議会でも、これが引き金となって家内労働の問題が取り上げられた。中央党の C・トリンボルン (Carl Trimborn) は次のような発言を行った。「私は一九〇五年が不毛であったことを強調しましたが、他方で私は、帝国内務省のためにひと言申し上げておくと、帝国内務省はその間に一連の他の準備作業に従事し、近いうちに新しい法案となって結実するであろうと推測しています。皆さん、私はさし当たり、家内労働者のための法律、家内労働者を保護するための法律を考えています。(いいぞー) 包括的な家内労働者立法の緊急性については、言うまでもありません。この点についてこれ以上語るならば、議会のどの政党にとっても耳にタコができる話となりましょう。しかしな疑問を抱く人がいるならば、ウンター・デン・リンデン通りの家内労働展示会に一度足を運んでもらいたいものです。(非常に正しい!) その人が展示会から戻ってくれば、彼は、今こそ何かが起こる時だ、今までのようにはいかないのだ、と語るでしょう。その限りで、この展示会は特別に感謝に値する企画であります。……望むらくは、家内労働の全領域、従って家内労働者保護の領域も家内労働

働者保険の領域も包括する大がかりで、全般的な、そして統一的な立法が制定されてほしいものです。⁽³⁾

これに対し内務長官ボザドフスキは、「トリンポルン議員が大変好意的に、帝国内務省の活動を認める発言をしてくれた」ことに感謝の意を表明するとともに、次のように述べた。「ご存知のとおり、今日ベルリンで開催中の展示会は、かなり広い国民層がその中に見いだされる貧困の真に感動的な姿を示しています。」「家内労働者の保護について言えば、それは著しく困難な問題です。煙草産業における家内労働者の保護に関する法律が、プロイセン国務省に提案された。しかしそれは、プロイセン国務省ではいまだ最終的決定にいたっていない。だが私は黙っているわけにいかないのだが、強力な家内労働者保護のための努力は、種々な、そして非常に決定的な反対にあっている。それは、家内労働者立法には家族生活への一定の干渉があるという異論である。私は、そのような立場には立たない。むしろ私が経験したところでは、工場が衛生上のために、労働者の健康、生活、道徳のためにより強力に監督されればされるほど、一定の産業では、商品生産を家内労働に移転するという傾向がますます増加する⁽⁴⁾。そして二月一四日に家内労働展示会を訪れたボザドフスキは、会場に展示された家内労働の諸製品を二時間にわたって視察し、「家内労働法制化の準備作業のため」に展示品に関する資料を入手したい旨、主催者に伝えた。⁽⁵⁾ これまで家内工業の二、三の分野で、社会政策的保護立法は非常に控え目に見られたにすぎなかったが、一般の注目、とりわけ政府と帝国議会の関心をこの問題の緊急性に向ける最も手っとり早い手段は、このような家内労働展示会の開催においてほかになかったのである。⁽⁶⁾ かくしてこの展示会は、家内労働者の絶望的な状態について人々に強い印象を与え、そして帝国議会において、家内労働者の保護規定の発令のための多数の提案と一九〇七年一二月に提案された政府の法案を熟させたのであった。

後期ボザドフスキの社会政策 (一)

なお一九〇六年のベルリンの家内労働展示会の二年後に、フランクフルトにおいても家内労働展示会が開催された。しかしこのフランクフルトの方は、社会問題としての家内労働という視点よりも、むしろ文化的経済史的な展示という性格を担っていた。ヴィーゼによれば、この、あまりにも「学問的で」一面的なフランクフルトの展示会は、人々を援助に駆り立てる刺激を持つどころか、行動への意思を再び眠りこませるようなものであった。⁽⁷⁾ それは、一九〇八年の展示会主催者が、あたかも一九〇七年一二月に提案された立法活動の遅延を正当化しようとしたように見える。フランクフルト展示会の委員会メンバーの多数の意図であったわけではないが、バラ色の社会的楽観主義の精神によって担われたこの展示会の帰結は、社会的良心の鎮静化であった。この時期にはすでに内務長官ボザドフスキは退任していたが、そうした状況を背景に、政府はその草案の内容を、主として家内労働者の経営保護と健康保護のための営業警察的措施に限定することを望んだ。これに対し左派政党と中央党は、家内労働者保護問題の核心である報酬規制を目指して進み、そして国立の賃金局を設置し、最低報酬を確定すべきであることを要求した。その後、この草案をめぐる帝国議会の諸政党間の激しい闘争を経て、やがて一九一一年一二月二〇日に家内労働法が成立したのであった。⁽⁸⁾

(1) 社会政策事務局 (Bureau für Sozialpolitik) は、一九〇四年に設置された、社会政策学会、社会改良協会、雑誌『ゾチアーレ・プラクシス』、フランクフルトの社会福祉協議会の四団体の共同事務局で、一九〇六年一月のベルリン家内労働展示会の推進母体となった。Vgl. Ursula Ratz, Sozialreform und Arbeiterschaft—Die „Gesellschaft für Soziale Reform“ und die sozialdemokratische Arbeiterbewegung von der Jahrhundertwende bis zum Ausbruch des Ersten Weltkrieges, Berlin 1980, S. 268-278. なお、このムルリン家内労働展示会の模様と背景については、

- El. Heitz, Die deutsche Heimatbeit-Ausstellung, Berlin, Januar/Februar 1906, I~IV, in : „Soziale Praxis. Zentralblatt für Sozialpolitik“, XV. Jg., Nr. 19, 8. Februar 1906, S. 477-481/XV. Jg., Nr. 20, 15. Februar 1906, S. 509-513/XV. Jg., Nr. 21, 22. Februar 1906, S. 535-539/XV. Jg., 1. März 1906, S. 566-569. 一 藤原正『レマン社会政策思想と家内労働問題』御茶の水書房一九九〇年一三六ページ参照。
- (2) Die Kaiserin in der deutschen Heimatbeit-Ausstellung, in : „Soziale Praxis. Zentralblatt für Sozialpolitik“, XV. Jg., Nr. 19, Berlin, 8. Februar 1906, S. 484-5.
- (3) Sten. Ber., Bd. 215, 11. Leg.-Per., II. Session, 1905/1906, 33. Sitzung, 1. Februar 1906, S. 949.
- (4) Ibid., S. 979.
- (5) „Soziale Praxis. Zentralblatt für Sozialpolitik“, XV. Jg., Nr. 21, 22. Februar 1906, S. 541.
- (6) L. v. Wiese, op. cit., S. 156.
- (7) Ibid., S. 157.
- (8) Hausarbeitsgesetz vom 20. Dezember 1911, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1911, S. 976-984. Vgl. Robert Wilbrandt, Der Entwurf des Hausarbeitsgesetzes, in : Annalen für Soziale Politik und Gesetzgebung, herausgegeben von Heinrich Braun, 1. Bd., 1. Heft, Berlin 1911, S. 81-93.

三 労働者福祉政策の多角的展開

ポザドフスキの社会政策は、家内工業の領域ばかりでなく、他の領域にも多角的な展開を示した。以下、そのいくつかを紹介しておこう。

後期ポザドフスキの社会政策 (一)

(a) 住宅政策

ポザドフスキは、当時としてははじめて、中級と下級の官吏のために、および国営事業の労働者のために、より安い、より健全な住宅の建築を促進するため二〇〇万マルクの予算を計上した。ポザドフスキがいかに住宅政策を重視し、人々がこれをいかに歓迎したかは、祖国建築協会 (Vaterländische Bauvereine) によってベルリン市内のパンコウ地区のヴォルランク通りに建設された建物に「ポザドフスキの家」という名前が与えられたことから明かであろう。一九〇五年一月一日に、ポザドフスキはこの建物の落成式で自らの住宅政策の意義を次のように述べている。⁽¹⁾「まさしくあなた方の前で、彼らの家を作ることが家族の肉体的および精神的健全にとつていかに重要であるかをくわしく述べるまでもありません。自治体の基礎は家族にあり、国家の基礎は自治体にあります。それ故、家族は国民の基礎を形成します。陽あたりのよい部屋で大きくなる児童、空気の澄んだ広い庭で年上の友達と遊ぶ少女、昼間の仕事の後、仕事場から家に帰る夫——彼らはみんな、自らの生活を営むなかで家によって倫理的な側面での影響を受けています。住宅問題の高い意義はこの点にあります。」さらに、一九〇六年一月四日の第二の「ポザドフスキの家」の落成式の演説では、彼はその文化的背景を開陳してみせた。⁽²⁾「私たちの時代は外面的な技術的な文化構造が大変進歩しましたが、それにも拘らず、経済生活の中心に沢山の人間大衆が集まってきたため、現世代と次世代について倫理的肉体的な危険が増大しつつあります。もし私たちが次の世代を犠牲にして、現世代の国民の力を危険にさらしたり、減少させたりしないよう望むならば、そのような危険は、立法と行政によってできる限り闘いかつ均衡をつくり出さなければなりません。それ故私たちは、いつまでも労働にたえられ、兵役にたえられるならば、可能な経済的限界の枠内ではありますが、社会福祉

を継続的に高めていかねばなりません。わが国では経済生活が次第に安定するとともに、人口が急速に増加しつつあるが、こうした状況のもとで社会福祉の現在のレベルを維持するためにあらゆる職業人の努力が必要であります。そのような関係のもとで社会的労働の休止を要求することができる人は、短視的な利己心と経済的な無分別の人だけです。精神的及び衛生的福祉を高めることは無条件に必要ではありませんが、これは住宅問題の分野で最も明白ですし、わが国の労働生活の中心の問題です。なぜなら住宅は、家族の精神的及び身体的状態にたいしのちのちまで影響を残すからであります。」

(b) 結核対策

ボザドフスキは、住宅政策におけるように、結核のための福祉活動やアルコール中毒との闘いにおいても、指導的役割を果たした。ボザドフスキは、結核療養所建設の全国中央委員会の議長を務めていたが、彼が一九〇四年五月二〇日にその第八回総会の開会式で行った演説⁽³⁾によれば、ドイツ全土に支部を持つこの協会の設立（一八九五年秋）以来、肺結核症との闘いは進歩を遂げ、一九〇四年のはじめには全部で六九の国民療養所が設立された。この施設で利用できるベッドの総数は、五、八〇〇床であった。その他に、ドイツには二五の民間結核診療所が存在した。いずれにせよその大多数は、貧乏人と病人に適切な価格で保健施設への入所を保証していた。建設業では、当時九ヶ所の診療所があり、それ以外に一八の施設が計画されていた。結核診療所の総数は、五一の児童診療所を含めて二三五施設に達した。資金面では、一九〇四年のはじめまでに開所する国民療養所の設備のためにあらかじめ与えられた金額は、総額で三、〇〇〇万マルク以上にのぼった。協会は、設立以来、六五の施

設に一二、五〇〇万マルク以上の補助金を供給した。それとともに、多数の国民療養施設の設立が財政的に可能となった。ところで一八九〇—一九〇〇年の間に、ドイツの一〇の支邦が結核に関する統計に参加した。この統計に従えば、一八九七—一九〇〇年の四期間に、この一〇の支邦で平均七、五六六人の住民が増加したにも拘らず、一八九二年から一八九五年までの期間のそれぞれの年の平均よりも結核が少なかった。一九〇一年と一九〇二年には、同じ統計が二〇の支邦から出されたが、それによれば、一九〇〇—一九〇一年の結核死亡率率は四・四〇パーセント下がった。一九〇一—一九〇二年には一・〇四パーセント下がった。そして治療の成功についての統計も、全ドイツの治療施設は確実に被病者の活動能力の維持と継続的向上に貢献したことを示している。

このような結核対策のための努力に対して、ドイツの人口の急速な増大のもとでその一部が現代文明の犠牲となるのは止むを得ないという諦観的態度とともに、治療の長期化にもなる医療費の増加への懸念から拒否的態度をとる反対者が現れた。そのような反対者に対し、ポザドフスキは次のような反論を加えた。⁽⁴⁾「問題の純人間的側面を度外視すれば、私は、あの敵は国民経済的な意味で悪い打算家であると思う。なぜならば、国民の間に疫病が蔓延した場合、その経済的、心理的、道徳的な諸結果を伴うが、それは、州と地方自治体において、保健衛生と救貧政策の分野で、そして多くの場合、刑法の分野で、すべての国民の集団と個々の家族にたいし適時な疾病予防対策と同じくらい費用がかかるものだからである。このような予防的疾病対策は、家族内の疾病がさらに蔓延するのを妨げ、その扶養者の労働能力と稼得能力を維持するのである。」続けてポザドフスキは次のような警告を発する。「わが国民が都市に集中し、特に産業への就業が増加するとともに、過密な住宅における悪い空気の影響と、一定の工場空間におけるほこりとガスの作用は、単に職業病の危険を増加させるばかりではなく、

一般に、その住民の肉体的な状態に不都合な作用をもたらす。統計調査によれば、例えば、都市に生まれ、農業労働に従事することがない、ベルンを含む第Ⅲ軍団の兵役義務者のうち、一九〇二年の兵隊補充義務者について、適格者は全国平均五七パーセントに対しほぼ四一パーセントにすぎなかった。ベルリン市、それ故、大都市の住民のところでは、ゼーリング教授の特別の計算によれば、都市で生まれ、農業に従事したことの無い適格者は、全国平均の五七パーセントに対し三三パーセントであった。共同体を危険にさらす病氣との闘争のためのドイツ帝国の法律は、危険な国民の流行病に対する有効な抑圧の統一的な基礎を提供する。そしてわれわれは、この共同法の立法が、個々の州と自治体において「それぞれの事情に応じて適切に」規定され、必要な拡張が行われることを希望する。……未来は国民に属する。その国民とは、肉体的に反抗能力があり、それと同時に、防衛能力が維持されるような国民である。大衆に生活と健康を与えるために闘う者は誰でも、弱者のために、そしてわが祖国の未来のために闘うのである。」

なおポザドフスキは、一九〇六年五月三十一日の結核療養所建設の全国中央委員会の総会でも同じ趣旨の演説を行っている。⁽⁵⁾

(c) 工業裁判所と商業裁判所

一九〇一年六月三〇日に工業裁判所法の改正が行われた。⁽⁶⁾ この新しい規定のもとで、五ヶ月間が経過した時点で、フランケは、「今日、その影響について究極的判断を下すには早すぎるかもしれないが」と前置きしながら、次のように述べた。⁽⁷⁾「調停局という方法によって、労働争議の平和的で穏やかな調停への努力が達成された。改

正によって、強力な援助が行われた。その成果は、多くの雇主団体の抵抗によってもほとんど問題とならなかつた。この工業裁判所は、商人にたいしても、将来、労働関係から生ずる紛争が特別裁判所によって調停されることを証明した。⁽⁷⁾

フランケの予告どおり、一九〇三年二月三日の新しい帝国議会の第一回本会議ではじめて、商業の労働関係から生じた争いのための調停裁判所の設立が討議の対象となつた。⁽⁸⁾ 政府の商業裁判所法案は、陪審員の選挙について工業裁判所との結びつきを規定していた。さらに政府は、人口五万人以上の地方自治体にそのような裁判所の設置を望んだ。しかし議會では、中央党のトリンボルン議員らから、それは二万人以上の地方自治体に設置義務を持たせるべきだという要求が出された。結局一九〇四年七月六日に成立した商業裁判所法⁽⁹⁾は、政府と議會の間の妥協に基づいていた。すなわち政府は、商業裁判所の設置基準を、五千人から二万人までの地域の住民数に引き下げることによって、議會に譲歩した。⁽¹⁰⁾ ポザドフスキは、帝国議會との、とりわけ中央党との協力を通じて、工業と商業のそれぞれの従業員と見習いの雇用関係を前進させたのであった。

(d) 女性労働者の労働時間

一八九一年の労働者保護法によって、女性労働者の最高労働時間は一一時間に確定された。⁽¹¹⁾ しかしその後の経済的發展のもとで、女性労働者の実際の労働時間は多くの分野でこの最高の限界から後退した。一九〇二年に営業監督官の行った調査は、女性の工場労働者の三分の二は、いまだ一一時間以上働いていることを明らかにしている。⁽¹²⁾ こうした状況のもとで、ポザドフスキは、一九〇五年二月七日の帝国議會演説のなかで、現代の産業社会

における長時間労働と労働強化の問題に触れ、当時話題となっていた最高労働日の必要性を認めたが、他方で産業の輸出能力の問題を持ち出し、「この林檎は熟していない」という表現で、ここから立法的帰結を引き出すことを躊躇した。⁽¹³⁾ 婦人労働に関しても同じコンテクストのなかで捉えられており、次のように論述している。⁽¹⁴⁾ 「そこで私は、女性労働者の一〇時間労働という第二の問題に達する。諸君、私は、月末までにあなた方に覚え書きを提出したいと思う。これは、あなた方にこの分野での事態について明確な像を与えるだろう。とくに、非常に詳細な統計も付いている。しかし私は、統計数字は一般に公けにされ、受け入れられてきたのとは異なっていることを指摘しておきたい。つまりある産業では、一〇時間以上働く女性の割合は、本質的に、すべての産業の平均よりも大きい。覚え書きがあれば、政府は突っ込んで、そして真面目に、婦人労働者の労働時間は、場合によっては通勤時間を含めて、法的に短縮することができるとかどうかという問題に取り組むだろう。しかしここでも、とりわけ繊維産業では、外国との競争の問題が著しく重要である。それ故、私は外務省を通して、イタリー、スイス、オーストリア、ハンガリーおよびベルギーの政府にたいし、ドイツを含む参加五ヶ国が同一歩調をとるためにこの問題にいかに対処するかという質問をした。……上述の四つの競争国が一致してこの一步を踏み出すことができるならば、私は勿論、これまで国際的な競争のために表明された懸念が本質的に弱められるか、または無くなると考えている。われわれは、この交渉が良い結果になることを希望する。」すなわちポザドフスキは、女性労働者の労働時間の法的短縮への決定的な一步は、これが近隣の競争国でも行われるときにはじめて踏み出すことができるという考え方で、ここにわれわれはポザドフスキ社会政策の限界を見いだすことができるのである。

この労働時間の問題は、ポザドフスキの解任後、新しく任命された内務長官ベートマン・ホルヴェーク (von

後期ポザドフスキの社会政策 (一)

Behmann-Hollweg, 1856-1921) の手によって一歩進められた。一九〇八年に彼は、帝国議会多数派とともに、大きな企業家団体の反対を押し切って、労働時間問題の新しい規制を決意した。帝国議会の議決は一九〇八年二月九日に行われ、営業条例の改正が成立した。⁽¹⁵⁾そしてこの改正は、婦人労働の改善をもたらした。まず婦人労働の一〇時間労働日を確定し、また、日曜と祭日の前日には、これまでの一〇時間の代わりに、八時間労働が認められた。労働時間の終了は、遅くとも一七時に行なわれねばならない。女性労働者の夜の休養は、少なくとも一時間中断されてはならない。夜の二〇時から翌朝の六時までの夜業は禁じられた。これまで四週間ないし六週間の産婦の保護は、八週間に延長された。最後に、建築業、鉱工業、コークス製造工場において、婦人労働の制限が導入された。

(e) その他

以上のほかに、ポザドフスキが努力を傾注したのは船員法の領域であった。⁽¹⁶⁾他の産業とは異なる特徴を有し、固有な社会政策的問題を抱えた海運業について、船主と船員・水夫の雇用・労働関係に規制を加えることによって、労働者保護を拡大した。また労働者保険の分野では、家内労働者にたいして、自動車経営における家族構成員の災害保険に加えて、傷害保険が煙草産業と繊維産業の一定の部門に導入された。この時期に、煙草産業における家内労働に関する法案と、家内労働者の疾病保険に関する法案も準備された。そのほかポザドフスキは、有害危険業務における労働者保護を推進した。マッチ工場の白燐えそと鉛害の規制が、それである。白燐えそは、マッチ工場の生産過程で排出される燐燐煙のなかにその原因がある難病である。連邦政府はマッチ生産における

白燐の使用禁止の法律を導入して、国際労働者保護協会の要求を受け入れようとした。ポザドフスキは、一九〇三年一月二十九日と四月二二日の二つの演説においてその無条件禁止を表明し、鉛書をもたらすすべての設備を包括する規定を定めるよう努めた。そこでは、女性労働者と一八歳以下の年少労働者をこのような有害な仕事から遠ざけるとともに、とりわけ最高労働時間の一〇時間への引き下げと衛生的な規定の強化が意図された。しかし実際には、そのような危険な鉛書の規制は、白燐の場合と同様に、なおかなり技術的な困難が妨げになっていたのである。¹⁸⁾

- (1) Rede vom 1. Oktober 1905, Reichs- und Staatsanzeiger vom 2. Oktober 1905, Nr. 232, in: Penzler IV, S. 139. Vgl. H. Herkner, op. cit., S. 598 ff.
- (2) Rede vom 14. Oktober 1906, gehalten bei Einweihung des Posadowsky-Hauses, des zweiten Genossenschaftsbauens des Vaterländischen Bauvereins zu Berlin, in: Penzler IV, S. 320.
- (3) Rede vom 20. Mai 1904, gehalten in der Generalversammlung des Deutschen Zentralkomitees zur Errichtung von Heilstätten für Lungenkranke (im Reichstags Hause zu Berlin), in: Penzler III, S. 424.
- (4) Ibid., S. 424-5.
- (5) Rede vom 31. Mai 1906, gehalten bei der Generalversammlung des Deutschen Zentralkomitees zur Errichtung von Heilstätten für Lungenkranke, in: Penzler IV, S. 317-8.
- (6) Gesetz zur Abänderung des Gesetzes vom 29. Juli 1890, betreffend die Gewerbegerichte, vom 30. Juni 1901, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1901, Nr. 29, S. 249. この改正は「すべての住民二万人以上の大きな自治体と工業裁判所の設置が義務せられた」。Vgl. F. Synrup, op. cit., S. 151.

後期ポザドフスキの社会政策 (1)

後編 米子とノキの社会政策 (1)

- (7) E. Francke, Sozialpolitische Rück- und Ausblicke, in: „Soziale Praxis. Zentralblatt für Sozialpolitik“, Jg. XI, Nr. 36, 5. Juni 1902, S. 932.
- (8) Sten. Ber., 11. Leg-Per., I. Session, 1903/1904, 15. Sitzung, 20. Januar 1904, S. 391-415. 後編 米子とノキの社会政策 23. März 1903, in: Penzler III, S. 242-4. 同 Sten. Ber., 11. Leg-Per., I. Session 1903/1904, 15. Sitzung, 20. Januar 1904, in: Penzler III, S. 295-9.
- (9) Gesetz, betreffend Kaufmannsgerichte, vom 6. Juli 1904, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1904, S. 266.
- (10) Vgl. L. v. Wiese, op. cit., S. 114ff.
- (11) Gesetz, betreffend Abänderung der Gewerbeordnung, vom 1. Juni 1891, § 137, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1891, Nr. 18, S. 282.
- (12) F. Syrup, op. cit., S. 107.
- (13) Sten. Ber., 11. Leg-Per., I. Session 1903/1905, 135. Sitzung, 7. Februar 1905, in: Penzler IV, S. 26-9.
- (14) Ibid., S. 29-30.
- (15) Gesetz, betreffend Abänderung der Gewerbeordnung, vom 28. Dezember 1908, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1908, Nr. 63, S. 667-676.
- (16) Seemannsordnung vom 2. Juni 1902, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1902, Nr. 27, S. 175. Gesetz zur Abänderung der Seemannsordnung vom 23. März 1903, Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1903, Nr. 10, S. 57.
- (17) 後編 米子とノキの社会政策 26. März 1900, in: Penzler II, S. 311-5. Sten. Ber., 10. Leg-Per., II. Session 1900/1903, 9. Sitzung, 27.

- November 1900, in: Penzler II, S. 372. Sten. Ber., 10. Leg.-Per., II. Session 1901/1903, 97. Sitzung, 26. November 1901, in: Penzler IV, S. 517. Sten. Ber., 10. Leg.-Per., II. Session 1900/1903, 166. Sitzung, 16. April 1902, in: Penzler III, S. 67-8. Sten. Ber., 10. Leg.-Per., II. Session 1900/1903, 168. Sitzung, 18. April 1902, in: Penzler III, S. 68-70. Sten. Ber., 10. Leg.-Per., II. Session 1900/1903, 169. Sitzung, 19. April 1902, in: Penzler III, S. 70-1. Sten. Ber., 10. Leg.-Per., II. Session 1900/1903, 174. Sitzung, 25. April 1902, in: Penzler III, S. 80-1. Sten. Ber., 10. Leg.-Per., II. Session 1900/1903, 175. Sitzung, 26. April 1902, in: Penzler III, S. 82. Sten. Ber., 10. Leg.-Per., II. Session 1900/1903, 261. Sitzung, 18. Februar 1903, in: Penzler III, S. 195. Sten. Ber., 10. Leg.-Per., II. Session 1900/1903, 246. Sitzung, 26. Januar 1903, in: Penzler III, S. 144. Sten. Ber., 10. Leg.-Per., II. Session 1900/1903, 293. Sitzung, 22. April 1903, in: Penzler III, S. 250-5.
- (17) L. v. Wiese, op. cit., S. 131. (未完)
- (18) L. v. Wiese, op. cit., S. 131. (未完)

〔付記〕 本論文は、平成三年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。